

代金回収サービスご利用者 さま

福井ネット株式会社
ふくいネットセンター適格請求書等保存方式の施行に伴う「預金口座振替による代金回収事務委託契約書 覚書」条文と
消費税算出方法変更のお知らせ

拝啓

立春の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、弊社のふくいネット「代金回収サービス」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2023年10月より施行された適格請求書等保存方式(以下、インボイス制度という。)に対応し、2024年3月5日振替分より消費税算出方法を変更いたしますのでご案内申し上げます。つきましては、下記の通り変更させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

【消費税算出方法の変更について】

インボイス制度の導入に伴って、「消費税の端数処理は一請求当たり税率ごとに1回」と規定されているため、規定に従い消費税の算出方法を以下の通り変更させていただきます。

【変更内容】

「預金口座振替による代金回収事務委託契約書 覚書 第1条(事務取扱手数料) 第3項(消費税)」

変更前	変更後
第1条(事務取扱手数料) 甲は、乙に対し事務取扱手数料として、次のとおり支払う。 1. 振替請求(引落不能分を含む) 提携金融機関向 1件当たり 100円 再委託先向 1件当たり 150円 2. 取扱手数料 指定口座への振込 1回当たり 300円 <u>3. 消費税</u> <u>振替請求については1件当たり、取扱手数料については1回当りに法定税率を掛け1円未満は切り捨て。</u>	第1条(事務取扱手数料) 甲は、乙に対し事務取扱手数料として、次のとおり支払う。 1. 振替請求(引落不能分を含む) 提携金融機関向 1件当たり 100円 再委託先向 1件当たり 150円 2. 取扱手数料 指定口座への振込 1回当たり 300円 <u>3. 消費税</u> <u>振替請求、取扱手数料の合計金額に法定税率を掛け1円未満は切り捨て。</u>

【お問い合わせ先】

福井ネット株式会社 ふくいネットセンター

TEL:0776-33-6701

以上